

令和 8 年熊本地震により被災された方へ

短期給付の特例対応について

令和 8 年熊本地震により被災された組合員及びご家族の皆様へ心からお見舞い申し上げます。
要件に該当された組合員が市ヶ谷センターに申請を行い、市ヶ谷センターが発行する「国家公務員共済組合一部負担金等徴収猶予証明書」を医療機関等の窓口で提示されると医療機関等での一部負担金等の支払いが猶予されます。必要な申請方法の手続きは以下のとおりです。

一部負担金等の徴収猶予について	
内 容	医療機関等の受診の際に支払う一部負担金等が当面の間猶予されます。 【対象者】 ①及び②のいずれにも該当する組合員及び被扶養者 ①令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法の適用市町村に住所を有する方（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方も可） ②住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる場合、又は主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病及び行方不明の場合 【徴収猶予の対象となる一部負担金】 ・ 一部負担金 ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額等を除く) ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額 ・ 家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額等を除く) ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額 防衛省共済組合市ヶ谷センターに申請を行い、共済組合が発行する証明書を医療機関等受診時に呈示すれば医療機関等への支払は不要です。 猶予された一部負担金等は医療機関等からの請求に基づき共済組合が立替払いをします。なお猶予された一部負担金等の取扱いについては、後日お知らせします。（減額又は免除される場合があります。）
必 要 書 類	①「<u>国家公務員共済組合一部負担金等徴収猶予申請書</u>」 （共済組合ホームページより様式をダウンロードしてください） ②「<u>罹災証明書</u>」の写し ※自治体に罹災証明書を申請中の場合は、申請書の「証明書類が添付できない理由（申立）」欄にその旨を記載してください。 ※状況に応じて、その他必要書類をご提出いただく場合がございます。
申 請 方 法	「国家公務員共済組合一部負担金等徴収猶予申請書」を記入し、必要書類②を添付のうえメール又は郵送にてご申請ください。 ・ メールの場合 （一部負担金等徴収猶予申請書専用メールアドレス） 「<u>ichigayacenter12@bkic.jp</u>」 ・ 郵送の場合 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-1 クイーポビル12階 防衛省共済組合市ヶ谷センター 短期給付班 宛 共済組合HP (徴収猶予申請書) 

※自衛官ご本人の自衛官診療証の取扱いについては、防衛省・自衛隊の衛生担当にご確認ください。